

その他の福祉

88

高額医療費助成事業

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を助成する制度です。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

対象者

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 健康保険証
- 領収書等
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 国民健康保険加入者は世帯主の通帳（振込先がわかるもの）
- 後期高齢者医療保険加入者は本人の通帳（振込先がわかるもの）

助成内容

- 助成額の上限は、年齢や所得によって異なります。
- 申請ができる期間は、診療月の翌月の1日から2年間です。ただし、診療月の翌月以降に支払った場合は、支払った日の翌日から2年となりますので、お早めの申請をお願いします。該当者には、申請の案内が送付されます。

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

89

生活保護

生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことで、その最低程度の生活を保障し、自立に向けた支援を行います。

対象者

生活に困窮し、現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充てても、生活保護の基準で定められている最低限度の生活が維持できない方

申請に必要な物

福祉係に相談ください（実施機関はオホーツク総合振興局です）。

支援内容

- 生活扶助…日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）
- 住宅扶助…アパート等の家賃
- 教育扶助…義務教育を受けるために必要な学用品費
- 医療扶助…医療サービスの費用
- 介護扶助…介護サービスの費用
- 出産扶助…出産費用
- 生業扶助…就労に必要な技能の修得等にかかる費用
- 葬祭扶助…葬祭費用

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口